

平成20年

上砂川町議会会議録

第2回 定例会

上砂川町議会

上砂川町議会会議録目次

出席議員	1
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2

平成20年第2回定例会

第1号(6月17日)

議事日程	3
会議録署名議員	4
開会の宣告	4
開議の宣告	4
会議録署名議員指名について	4
会期決定について	4
諸般の報告	4
副議長の中空知広域市町村圏組合議会第1回定例会結果報告	4
大内兆春の第1回砂川地区保健衛生組合議会臨時会結果報告	5
総務文教常任委員長 椿原満春の報告	5
副町長の(株)上砂川振興公社平成19年度決算並びに平成20年度事業計画報告	6
例月出納検査結果報告(3・4・5月分)	9
町長行政報告	9
教育長教育行政報告	9
報告第1号 専決処分報告について「町営住宅の明け渡し及び滞納家賃の支払い請求に関する調停の申立」(承認)	10
報告第2号 専決処分報告について「平成19年度上砂川町一般会計補正予算(第6号)」(承認)	12
報告第3号 専決処分報告について「平成19年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算(第4号)」(承認)	14
報告第4号 繰越明許費の報告について「平成19年度上砂川町下水道事業特別会計繰越明許費」(承認)	15
議案第27号 上砂川町手数料条例の一部を改正する条例制定について	16
議案第28号 上砂川町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について	17
議案第29号 上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について	17
議案第30号 上砂川町ふるさとづくり寄附条例制定について	20
議案第31号 平成20年度上砂川町一般会計補正予算(第1号)	22

休会について	2 5
散会の宣告	2 6

第 2 号 (6 月 2 0 日)

議事日程	2 7
会議録署名議員	2 7
開議の宣告	2 7
会議録署名議員指名について	2 8
一般質問	2 8
議案第 2 7 号 上砂川町手数料条例の一部を改正する条例制定について (原案可決)	2 8
議案第 2 8 号 上砂川町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について (原案可決)	2 8
議案第 2 9 号 上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部 を改正する条例制定について (原案可決)	2 8
議案第 3 0 号 上砂川町ふるさとづくり寄附条例制定について (原案可決)	2 8
議案第 3 1 号 平成 2 0 年度上砂川町一般会計補正予算 (第 1 号) (原案可決)	2 8
調査第 2 号 所管事務調査について (許可)	3 0
派遣第 2 号 議員派遣承認について (承認)	3 0
追加日程について	3 0
発議第 1 号 上砂川町議会議員定数等審査特別委員会の設置について (原案可決)	3 0
意見書案第 7 号 高齢者差別の医療制度の見直しに関する意見書 (原案可決)	3 2
意見書案第 8 号 2 0 0 9 年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制 度の堅持と負担率二分の一復元等教育予算の拡充を求める意見書 (原案可 決)	3 3
意見書案第 9 号 北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書 (原案可決)	3 4
意見書案第 1 0 号 地方財政の充実・強化を求める意見書 (原案可決)	3 6
閉会の宣告	3 7

出席議員

議席 番号	氏 名	2 定	
		6.17	6.20
1	貝 沼 宏 幸		
2	堀 内 哲 夫		
3	高 橋 成 和		
4	大 内 兆 春		
5	川 上 三 男		
6	小 林 繁		
7	横 溝 一 成		
8	柳 川 暉 雄		
9	森 国 三		
10	椿 原 満 春		

説明のため出席した者

役 職 名	氏 名	2 定	
		6.17	6.20
町 長	加賀谷 政 清		
副 町 長	貝 田 喜 雄		
教 育 長	勝 又 寛		
教 育 委 員 長	大 西 よし子		
監 査 委 員	道 藤 秋 夫		
監 査 事 務 局 長	渡 辺 修 一		
総 務 財 政 課 長	永 井 孝 一		
企 画 産 業 課 長	林 智 明		
福 祉 保 健 課 長	山 本 丈 夫		
町 民 生 活 課 長	高 橋 良	×	×
建 設 水 道 課 長	高 木 則 和	×	×
出 納 室 長	小 林 均	×	×
消 防 長	川 下 清		
老人保健施設長 町立診療所事務長 特別養護老人ホーム施設長	是 洞 春 輝		
町 民 生 活 課 課 税 係 長	田 中 敏 美		
建 設 水 道 課 主 幹	清 野 勝 吉		
町 民 保 養 施 設 長	前 田 厚		

事務局職員出席者

職 名	氏 名	2 定	
		6.17	6.20
事 務 局 長	渡 辺 修 一		
書 記	三 上 美知子		

平成 2 0 年

上砂川町議会第 2 回定例会会議録（第 1 日）

6 月 1 7 日（火曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 会
午前 1 1 時 3 7 分 散 会

○議事日程 第 1 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 会期決定について
6 月 1 7 日～ 6 月 2 0 日 4 日間
- 第 3 諸般の報告
 - 1) 議会政務報告
 - 2) 中空知広域市町村圏組合議会第 1 回定例会結果報告（副議長）
 - 3) 第 1 回砂川地区保健衛生組合議会臨時会結果報告（大内議員）
 - 4) 閉会中における常任委員会所管事務調査結果報告
総務文教常任委員会（椿原委員長）
 - 5) (株)上砂川振興公社平成 1 9 年度決算並びに平成 2 0 年度事業計画報告（副町長）
 - 6) 例月出納検査結果報告（3・4・5 月分）
- 第 4 町長行政報告
- 第 5 教育長教育行政報告
- 第 6 報告第 1 号 専決処分報告について「町営住宅の明け渡し及び滞納家賃の支払い請求に関する調停の申立」
- 第 7 報告第 2 号 専決処分報告について「平成 1 9 年度上砂川町一般会計補正予算（第 6 号）」
- 第 8 報告第 3 号 専決処分報告について「平成 1 9 年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）」
- 第 9 報告第 4 号 繰越明許費の報告について「平成 1 9 年度上砂川町下水道事業特別会計繰越明許費」
- 第 1 0 議案第 2 7 号 上砂川町手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 第 1 1 議案第 2 8 号 上砂川町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 1 2 議案第 2 9 号 上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 1 3 議案第 3 0 号 上砂川町ふるさとづくり寄附条例制定について
- 第 1 4 議案第 3 1 号 平成 2 0 年度上砂川町一般会計補正予算（第 1 号）
議案第 2 7 号～第 3 1 号まで は、提案理由・内容説明までとする。

○会議録署名議員

2 番 堀 内 哲 夫 3 番 高 橋 成 和

開会の宣告

○議長（貝沼宏幸） ただいまの出席議員は10名であります。

理事者側につきましては、高木建設水道課長、高橋町民生活課長は病気入院中のため、小林出納室長は自宅療養中のため欠席しており、清野建設水道課主幹、前田町民保養施設長が出席しております。

定足数に達しておりますので、平成20年第2回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

（開会 午前10時00分）

開議の宣告

○議長（貝沼宏幸） 直ちに本日の会議を開きます。

会議録署名議員指名について

○議長（貝沼宏幸） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定によって、2番、堀内副議長、3番、高橋議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

会期決定について

○議長（貝沼宏幸） 日程第2、会期決定について議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月20日までの4日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から6月20日までの4日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元に配付の日程表のとおりであります。

諸般の報告

○議長（貝沼宏幸） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会政務報告を行います。報告事項につきましては、それぞれ印刷してお手元に配付しているとおりでありますので、ごらんになっていただき、報告にかえさせていただきます。

次、中空知広域市町村圏組合議会第1回定例会結果報告について、堀内副議長。

○副議長（堀内哲夫） 中空知広域市町村圏組合議会について。

標記の件につき、平成20年中空知広域市町村圏組合議会第1回定例会が下記のとおり開催されましたので、ご報告いたします。

日時でございますが、平成20年3月28日午後3時。場所につきましては、滝川市総合福祉センター集会室。

議件でございます。議案第1号 平成20年度中空知広域市町村圏組合一般会計予算、議案第2号 同じく交通災害共済特別会計予算、議案第3号 同じく交通遺児奨学事業特別会計予算、議案第4号 平成20年度中空知広域市町村圏組合ふるさと市町村圏基金事業特別会計予算、議案第5号 第3次中空知ふるさと市町村圏計画基本構想について。

結果でございますけれども、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されました。以上、ご報告いたします。

○議長（貝沼宏幸） 次、第1回砂川地区保健衛生組合議会臨時会結果報告について、大内議員。

○4番（大内兆春） 砂川地区保健衛生組合議会について。

標記の件につき、平成20年第1回砂川地区保健衛生組合議会臨時会が下記のとおり開催されましたので、ご報告いたします。

日時であります、平成20年4月1日火曜日午後3時から。場所は、砂川市役所議会委員会室。

議件、議案第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて。

結果であります、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されましたので、ご報告いたします。

○議長（貝沼宏幸） 次、閉会中における常任委員会の所管事務調査結果報告について報告を求めます。総務文教常任委員会委員長、椿原委員長。

○総務文教常任委員長（椿原満春） 総務文教常任委員会所管事務調査について、調査した結果をご報告いたします。

調査期間は、平成20年5月12日、1日間であります。調査事項は、救急業務の高度化推進について。調査員は、小林委員を除く総務文教常任委員会全員であります。説明員は、川下消防長、長谷主幹、平井予防係長、泉田救急係長。調査内容は、救急業務の高度化の推進と住宅用火災警報器の普及促進についての調査であります。

調査結果であります、初めに平成19年の救急統計について資料に基づき泉田救急係長より説明を受けたところ、本町においては年間の救急活動の全体の8割が65歳以上の高齢者が占めており、また6割が軽症患者の搬送であることを認識したところであります。

続いて、本題の救急業務についてですが、平成13年に救急救命士制度時における処置範囲が除細動器による除細動行為、静脈路確保のための輸液行為、器具を使用しての気道確保行為の特定3行為が医師の許可が必要でありましたが、平成14年、救急救命士の業務のあり方等に関する検討会の報告書を受け、一定条件のもと除細動行為は包括的指示下での除細動となり、さらに気管挿管や薬剤投与の処置範囲が拡大されたことに伴い、それらの資格を得るために講習や病院研修を受けなければならないという現状を認識したところであります。まさに運ぶための救急から命を助けるための救急への転換と強化が求められております。

また、医療機関と救命士の連携を拡充させるために、メディカルコントロール体制の整備についても説明を受け、救急活動中には携帯電話で医師からの指導や助言を聞いたり、救急活動の医学的観点からの事後検証体制等の必要についても認識したところであります。

調査の最後に、救急救命士と救急隊員による心肺停止患者を想定し、救急救命士による除細動と気管挿管の救命処置訓練と一般住民によるAEDを用いた心肺蘇生法の訓練を拝見したところであります。

また、平井予防係長からは平成23年6月までに義務化される住宅用火災警報器の設置についての取り

組みとして、消防団や婦人防火クラブとの連携を図り、普及活動を推進していることについて説明を受けたところであります。

結果として、今後も救急業務の高度化推進にあわせ、体制の整備拡充が求められてくると改めて感じたところであり、救急救命士の任務について余り知っていただく機会がないのが現状であります。今後救命士によるセミナーなどを開催することにより、より多くの町民に職務の重責について理解していただける環境づくりができましたら望ましいと感じたところであります。

また、住宅用火災警報器の設置については、広く町民に普及が図られ、逃げおくれによる火災の犠牲者が出不いことを望むところであり、町においても公的住宅への設置が計画されており、安全で安心して暮らせる町づくりが図られるものと感じながら調査を終えた次第であります。

以上で総務文教常任委員会の所管事務調査について報告といたします。

○議長（貝沼宏幸） 以上で閉会中における常任委員会の所管事務調査結果報告を終わります。

次、株式会社上砂川振興公社、平成19年度決算並びに平成20年度事業計画報告について、副町長。

○副町長（貝田喜雄） それでは、ご指示によりまして株式会社上砂川振興公社の経営状況等につきまして報告を申し上げます。

お手元に振興公社の平成19年度営業報告、決算報告並びに平成20年度事業計画書を配付してございますので、ご参照願いたいと思います。

本文の読み上げを中心に補足説明を加え、進めさせていただきます。1ページ、1番、決算の概要をごらん願います。株式会社振興公社は、平成19年度より上砂川岳温泉パンケの湯の独自運営に当たっており、隣接するパークゴルフ場等町有財産との一体的かつ効率的活用を図る中、新規事業として無料送迎バスの運行ほか、各種健康づくりイベントの開催を中心とした健康の里づくりプロジェクト事業を加えた営業展開により、独立採算の基本理念のもとに温泉経営に努めてまいったところでございます。ここ数年入り込み客の減少により厳しい運営を強いられておりますが、公社独自事業であります無料送迎バス、屋外イベントの実施や毎週火曜日の入館割引デーの実施などのほか、町との連携による山菜とりツアー、介護予防講演会、健康づくり講演会などを加えた事業の実施により温泉施設の利用客は全体で対前年度比5.6%、5,553人増の10万5,212人となったところであります。

この詳細につきましては、2ページ中段（2）に入り込み客数の状況としてまとめておりますので、ごらんいただきたいと思います。日帰り入館客数は、対前年度比5.9%、5,507人増の9万8,129人、宿泊客数は対前年度比0.7%、46人増の7,083人となり、合計で10万5,212人となったところであります。

報告書本文1ページにお戻りください。次に、公社全体の収支についてでございます。本文に文章を記載してございますが、それぞれ表をもって説明させていただきます。収入にあっては、入館料等の利用収益が1ページ下段から2ページに記載の収入区分別売上高平成18年度比較にまとめております。2ページ、表の2段目のとおり、利用収益で対前年度比6.7%、794万5,000円増の1億2,596万8,000円となり、これに町補助金の3,440万1,000円、内訳といたしましては入浴料助成分1,333万3,000円、登録免許証等費用分で1,144万9,000円、入湯税分で506万2,000円、国民休養地等の管理委託料で455万7,000円と、さらに雑収入の23万2,000円を加えた1億6,060万1,000円が平成19年度の事業収益総額となったところであります。

一方、支出にありましては2ページ中段の事業実施に係る経費の主な内訳をごらんいただきたいと思います。公社の自助努力として人件費の削減を図るべく事務体制を見直すとともに、従業員の期末手当

削減等に取り組み、対前年度比455万円減の5,290万8,000円と経費削減に努めましたが、管理経費であります燃料費が価格の高騰等によりまして対前年度比168万8,000円増の1,661万6,000円、仕入額が対前年度比で341万1,000円増の2,975万1,000円、その他といたしまして修繕費が対前年度比で70万8,000円増の366万8,000円となったほか、平成18年度末に町から購入いたしました土地、建物にかかわる登録免許税等の租税公課が対前年度比650万7,000円増の716万4,000円になったことから、支出総額が1億6,014万9,000円となり、差し引き45万2,000円の経常利益から法人税等を差し引いた13万7,000円が当期純利益となったところであります。

しかしながら、この収支の実態としては、1ページの本文の最後のほうに記載してございますが、町民の負担軽減を図るための入浴料の助成金、先ほどもお話ししましたが、1,333万3,000円、そして入湯税の助成金506万2,000円の合計およそ2,000万円の町補助金が入った決算となっているところでございます。

なお、健康の里づくり事業並びに日帰り入館、宴会客、宿泊客にかかわります実績につきましては、2ページの下段から4ページに2番といたしまして各実施事業の状況としてまとめておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

また、4ページの下段に3番といたしまして庶務報告、そして5ページになりますが、4番に本年3月31日現在の会社の概要を記載しておりますが、公社の発行済み株式数は 番、資本金の株式発行の履歴に記載のとおり、平成17年度までは1,699株、額面で8,495万円でありましたが、温泉施設等の取得にあわせ、平成18年度末に町より7,600株、3億8,000万円の増資を受け、現在の資本金は9,299株、4億6,495万円となり、 番、株主名簿に記載のとおり、株式の100%を町が所有しているところでございます。

次に、6ページであります。温泉施設の利用状況を各月別にまとめた資料を添付しておりますので、後ほどごらんをいただきたいと思います。

次に、7ページの貸借対照表でございます。この表は、振興公社の年度末における資産と負債の項目を記載しておりますが、資産と負債の額はそれぞれ4億1,345万5,851円となるもので、流動資産等各項目の詳細につきましては8ページに貸借対照表明細書をつけておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

9ページの損益計算書でございます。先ほど全体の収支について述べさせていただきましたが、その内容について損益計算書としてまとめたものでございます。表の下から3行目に記載のとおり、税引き前当期純利益金が45万2,441円となり、これから法人町民税、道民税31万5,000円を差し引いた13万7,441円が当期純利益となったところであります。

10ページの販売費及び一般管理費につきましては、9ページ、損益計算書中段の販売費及び一般管理費1億3,039万6,971円の詳細でございますので、こちらのほうも後ほどごらんいただきたいと思います。

11ページは、株主資本等変動計算書でございます。9ページの損益計算書において説明いたしました当期純利益金13万7,441円を累積赤字に充当するとともに、資本金において精査をしたものであります。

次に、20年度の事業計画について説明いたします。13ページをごらんいただきたいと思います。1番の基本方針であります。平成19年度は、新規事業として無料送迎バスの運行のほか、健康の里づくりプロジェクト事業を加えた事業展開により運営に当たってきた結果、先ほどもご報告申し上げましたとおり、入り込み客数は前年度比5.6%、5,553人の増、入館料等の利用収益は前年度対比で6.7%、794万5,000円増の1億2,596万8,000円となりましたが、売店部門の売り上げの減少が著しいということで課題

が生じたところでございます。平成20年度の営業に当たりましては、他類似施設との競合などから、昨年に引き続きさらに厳しい経営環境になるものと見込まれますが、努力目標といたしまして年間利用客を対前年度比300人増の10万5,500人と見込み、収入にあつては基本的スタンスとして前年度の収入額を確保することとし、部門別において売店売り上げの減少が著しかったことから、営業策の強化を図り、利用収益を対前年度比2.6%、323万7,000円増の1億2,920万5,000円を目標に掲げ、日帰り、宿泊にかかわる新規プランの創出や外部営業の強化などによる新規顧客開拓により営業努力するものであります。

一方、支出にあつては燃料、原材料の値上げ等により営業経費の負担が大きくなっていくことが予想されることから、昨年度に引き続き期末手当削減等の自助努力を進めるとともに、経常経費の削減に努めることといたします。

また、効率的な運営を見据えた社内体制の整備にありましても、社員の意識改革を進め、横断的協力、連携体制の確立を図るものとし、社員個々の小さなアイデアの掘り起こしによるサービスの向上に努め、健全経営に取り組むこととしております。

次に、2番の部門別事業計画でございます。事業展開の重点目標といたしまして、(1)の日帰り部門にありましては、毎週火曜日入館割引デーの設定や優待つき回数券の販売等による集客方策の展開や管内におきます露店、あるいはイベントを開催するとともに、町の健康づくり事業との連携強化を図り、さらに町内外の事業所訪問等を進め、インターネットによるPR媒体を利用した宣伝活動を積極的に実施し、集客向上を図るものであります。

(2)の宿泊部門にありましては、近隣周辺市町、企業、官公庁、病院への訪問販売等を行う各種問屋会社従業員の中長期宿泊確保のほか、町職員の協力をいただきながら官公庁、各種団体へのPRと誘客に努めるものであります。

14ページでございます。(3)のレストラン、宴会部門にありましては、季節感のあるメニューの創造、また月間ごとの新メニュー等の販売により集客を図るとともに、原材料価格の高騰に伴い販売価格を含めたメニュー構成の検討や見直しを行うものであります。

(4)の売店部門にありましては、昨年度の減収部門となっておりますことから、館内でのアンケート調査の実施により、来館者のニーズを的確に把握し、商品の選択、仕入れ、特設ワゴンでの廉価販売などを行い、売り上げアップを図るとともに、近隣市町の事業者との協力連携によりまして野菜やスイーツの販売について検討していくものであります。

次に、3番の事業予算でございます。本年度の収支につきましては、下の表のとおり、収入にあつては入館料等の利用収益と委託料の受託収益に営業外収益を合わせた1億5,215万7,000円といたしまして、支出にあつては労務費、施設管理費、仕入れ、その他の営業費用を1億5,172万3,000円とし、差し引き43万4,000円の経常利益を見込む収支予算としております。

次に、15ページでございます。ただいま説明いたしました収入の利用収益と受託収益を温泉事業収入に、営業外収益を補助金に計上し、支出については営業費用として計上し、損益計算書としてまとめたものでございます。後ほどごらんをいただきたいと思います。

16ページ、収支計画明細書でございます。各事業予算の詳細でございます。収入であります。利用収益として入館料3,382万9,000円、宿泊料2,806万2,000円、以下手数料まで合計で1億2,920万5,000円を見込み、受託収益として町委託料455万7,000円、さらに営業外収益であります入浴料の助成分等の町

補助金1,839万5,000円を含め、合計1億5,215万7,000円としたところであります。

次に、支出であります。福利厚生費を含む人件費で5,707万4,000円のほか、燃料費で1,738万6,000円、光熱水費1,891万円、仕入れ2,952万4,000円等の管理経費を見込み、合計で1億5,172万3,000円とし、差し引き43万4,000円の経常利益を確保する収支予算としております。

以上が振興公社の営業報告でございますが、振興公社にありましては昨年に引き続き極めて厳しい経営環境でありますことから、町といたしましても健康の里づくり事業の推進を含め、さらなる協力と指導に努め、健全経営がなせるよう助言をしまいにたいと考えておりますので、ご理解賜りたくお願い申し上げます、報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 次、例月出納検査結果報告を行います。

本件につきましては、お手元に配付の報告書の3、4、5月分のとおりでありますので、ごらんいただき、報告といたします。以上で諸般の報告を終わります。

町長行政報告

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第4、町長の行政報告を行います。町長。

○町長（加賀谷政清） それでは、町長行政報告を申し上げます。

今回報告いたします平成20年第1回定例会から本定例会までの町政執行上の事項につきましては、特にご報告申し上げる事項がありませんが、町内外の行事、会議などにつきましてはお手元に配付の行政報告書により報告し、行政報告にかえさせていただきます。以上です。

○議長（貝沼宏幸） 以上で町長の行政報告を終わります。

教育長教育行政報告

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第5、教育長の教育行政報告を行います。教育長。

○教育長（勝又 寛） 教育行政報告を申し上げます。

平成20年第1回定例会以降の町内外の主要な会議、行事につきましてはお手元に配付させていただきます報告書のとおりでございますが、外国人英語講師招聘事業につきましてご報告を申し上げます。外国人英語講師招聘事業の英語指導助手につきましては、平成17年7月にて休止となりましたが、中学校の英語教育の充実と小学校からの英語になれ親む環境づくりのために、学校関係者の理解と協力により復活させることといたしまして、本年8月から英語指導助手招聘につきまして推薦を国際協会にお願いしておりましたところ、このたび決定の通知がありまして、別紙資料にて示しております方に決定をさせていただきました。このたびの方は、名前はレノックス・ピーターさん、男性、25歳、国籍はカナダ、マニトバ州立大学で人類学を専攻し、ボランティア活動への参加やマウンテンバイク、スノーボード、カヤックなどのアウトドアを好んでいるようであります。また、日本の伝統文化などに興味を持たれており、日本について勉強したいという意欲を持っていらっしゃるようであります。英語指導助手の配置は、中学校職員として在籍し、中学校の英語教育の充実はもとより、小学校につきましては学習指導要領改訂により平成23年度から小学校5年、6年生の英語教育が位置づけられましたので、中学校での指導の領域とは別に小学校の6年間を通して子供たちが英語になれ親むことができる環境づくりをしまいにたいと思います。資料の別紙裏面に記載のとおり、1年生から6年生までをグループに分けて、体を

動かしてのゲーム、絵カードを使っての単語の発声、簡単な自己紹介、あいさつの仕方、子供たちが知っている歌を英語で歌うなど、外国人と英語になれ親しむような教育活動をしてまいりたいと思っております。これらの活動を学級担任教師と英語指導助手、内容によりましては中学校の教師の協力を得ながら、生活科の時間や総合的な学習の時間、体育の時間などの授業を利用して一月当たり2時間程度実施できるよう、2学期からの開始をめどに準備してまいりたいと考えております。教育活動の詳細につきましては、これから学校間の時間割りの調整や教師間の連携などについて打ち合わせをする必要がございますが、小学校、中学校の英語教育充実のため最善を尽くしてまいりますので、ご理解を賜りたいとお願い申し上げます。

以上、報告にかえさせていただきます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で教育長の教育行政報告を終わります。

報告第1号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第6、報告第1号 専決処分報告について「町営住宅の明け渡し及び滞納家賃の支払い請求に関する調停の申立」を議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました報告第1号 専決処分報告について「町営住宅の明け渡し及び滞納家賃の支払い請求に関する調停の申立」について、提案理由を申し述べますので、ご審議賜りますようお願いをいたします。

提案理由といたしましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、次の事件を専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであること。

専決事項につきましては、町営住宅の明け渡し及び滞納家賃の支払い請求に関する調停の申立であります。

以下、内容の説明につきましては副町長からいたしますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（貝沼宏幸） 以上で報告理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（貝田喜雄） ご指示によりまして、報告第1号について内容の説明をいたします。

公営住宅、改良住宅使用料の滞納対策につきましては、建設水道課の職員を中心に全職員の協力を得ながら取り組みを行い、納付意識が薄く誠意が認められない者にとっては調停をもって対応するとの基本方針により対処してきたところであります。平成11年度から13年度までに8件、平成18年度は2件の調停が成立し、現在分割納付が継続されているものでございます。平成19年度の滞納整理の取り組みにつきましては、7月28日に30万以上の滞納者17名と3カ月以上の滞納者16名の合計33名を対象に調停作業に取りかかったところであります。その後保証人に対しましても督促状、依頼書を送付し、その状況を改善すべく努めてまいりましたが、最終的には催告にも応じない者及び分割誓約不履行の者3名に対し、平成20年3月14日に滝川簡易裁判所へ調停の申し立てを行い、4月10日に調停が成立したところであります。調停の結果、3名とも現年度分の住宅使用料と滞納している住宅使用料について毎月分割で支払うこととなり、支払いを怠った場合には1カ月以内に住宅を明け渡し、未払いの住宅使用料も直ちに支払うことで調停が成立したところでありますので、地方自治法の規定に基づき専決処分報告を行う

ものでございます。

それでは、本文に入ります。

記、1、専決事項、町営住宅の明け渡し及び滞納家賃の支払い請求に関する調停の申立。

2、調停件数、3件。

3、申立の趣旨、相手方が、町営住宅家賃を滞納していることから、再三にわたりその支払いの催告を行ったが履行されないため、当該町営住宅の明け渡し及び滞納家賃支払い請求の申立をするものである。

4、専決処分年月日、平成20年3月14日。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で内容の説明を終わります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより報告第1号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、報告第1号 専決処分報告について「町営住宅の明け渡し及び滞納家賃の支払い請求に関する調停の申立」は、承認することに決定いたしました。

報告第2号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第7、報告第2号 専決処分報告について「平成19年度上砂川町一般会計補正予算（第6号）」を議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました報告第2号 専決処分報告について「平成19年度上砂川町一般会計補正予算（第6号）」について提案理由を申し述べますので、ご審議賜りますようお願いいたします。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、次の事件を専決処分したので報告する。

専決処分としては、平成19年度上砂川町一般会計補正予算（第6号）。

補正理由といたしましては、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方特例交付金及び地方交付税の歳入増額と地方譲与税及び自動車取得税交付金の歳入減額に係る歳入予算について補正し、あわせて下水道事業特別会計への繰出金減額に伴う歳出予算の補正並びに町債借入の追加及び変更に伴う地方債を補正するものであります。

それでは、報告第2号、予算書本文をご参照願いたいと思います。

報告第2号 平成19年度上砂川町一般会計補正予算（第6号）

平成19年度上砂川町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,270万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億50万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び変更は「第2表 地方債補正」による。

平成20年3月31日専決

北海道上砂川町長 加賀谷 政 清

以下、内容の説明につきましては副町長からいたしますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（貝沼宏幸） 以上で報告理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（貝田喜雄） それでは、ご指示によりまして報告第2号について内容の説明をいたします。

2ページであります。第1表、歳入歳出予算補正、1、歳入、2款地方譲与税40万円の減額で、560万円となります。

2項地方道路譲与税、同額であります。

4款配当割交付金36万円の追加で、46万円となります。

1項配当割交付金、同額であります。

5款株式等譲渡所得割交付金14万円の追加で、24万円となります。

1項株式等譲渡所得割交付金、同額であります。

7款自動車取得税交付金40万円の減額で、660万円となります。

1項自動車取得税交付金、同額であります。

8款地方特例交付金100万円の追加で、200万円となります。

1項地方特例交付金110万円の追加で、200万円となります。

2項特別交付金10万円の減額であります。

9款地方交付税3,650万円の追加で、15億9,252万8,000円となります。

1項地方交付税、同額であります。

19款町債550万円の追加で、1億2,940万円となります。

1項町債、同額であります。

歳入合計が4,270万円の追加で、28億50万円となります。

2、歳出、2款総務費4,330万円の追加で、4億466万9,000円となります。

1項総務管理費4,330万円の追加で、3億9,114万4,000円となります。

8款土木費60万円の減額で、2億823万7,000円となります。

1項土木管理費60万円の減額で、8,615万円となります。

歳出合計が4,270万円の追加で、28億50万円となります。

第2表、地方債補正、1、追加、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法。公営改良住

宅整備事業、150万円、普通貸借又は証券発行、4%以内、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合についてはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換することができる。

2、変更、起債の目的、補正前限度額、補正後限度額。町民センター下水道接続事業、200万円、260万円。鶉本町生活館下水道接続事業、70万円、100万円。中央ふれあいセンター下水道接続事業、110万円、130万円。鶉本町団地線改修事業、240万円、310万円。鶉北線排水改修事業、350万円、450万円。既設公営住宅改善事業、420万円、540万円。

事項別明細書にまいりますが、このたびの補正は地方交付税の特別交付税等の精査による歳入増額分について財政調整基金等へ積み立てるのが主な内容でございます。

6ページでございます。3、歳出、総務費、総務管理費、1目一般管理費4,330万円の追加で、2億1,624万6,000円となります。25節の積立金4,330万円の追加で、歳入増額分につきまして財政調整基金へ4,300万円、そして地域振興基金へ30万円を積み立てるものであります。

土木費、土木管理費、1目土木総務費60万円の減額で、8,615万円となります。下水道事業特別会計繰出金につきまして、特定環境保全公共下水道事業で60万円の町債が増額となったため、繰出金を減額するものでございます。

5ページの歳入へまいります。2、歳入、地方譲与税、地方道路譲与税、1目地方道路譲与税40万円の減額で、560万円となります。交付決定による減額でございます。

配当割交付金、配当割交付金、1目配当割交付金36万円の追加で、46万円となります。交付決定による精査でございます。

株式等譲渡所得割交付金、株式等譲渡所得割交付金、1目株式等譲渡所得割交付金14万円の追加で、24万円となります。交付決定により追加精査でございます。

自動車取得税交付金、自動車取得税交付金、1目自動車取得税交付金40万円の減額で、660万円となります。交付決定による減額でございます。

地方特例交付金、地方特例交付金、1目地方特例交付金110万円の追加で、200万円となります。交付決定による追加精査でございます。

地方特例交付金、特別交付金、1目特別交付金10万円の減額でございます。

地方交付税、地方交付税、1目地方交付税3,650万円の追加で、15億9,252万8,000円となります。特別交付税につきまして、交付決定額との差額について追加するものであります。平成19年度は、総額で1億9,150万円となるものであります。

町債、町債、1目総務債60万円の追加で、1億750万円となります。公共施設整備事業債で町民センター下水道接続事業分の追加でございます。

2目民生債50万円の追加で、230万円となります。同じく50万円の追加で、鶉本町生活館下水道事業として30万円、中央ふれあいセンター下水道接続事業として20万円を追加するものでございます。

3目の土木債440万円の追加で、1,960万円となります。1節の道路橋りょう債170万円の追加につきましては、鶉本町団地線改修事業で70万円、鶉北線排水改修事業で100万円の追加をするものでございます。2節の公営住宅債は、270万円の追加で、既設公営住宅改善事業で120万円、公営改良住宅整備事業で150万円を追加するものでございます。

以上であります。

○議長（貝沼宏幸） 以上で内容の説明を終わります。
本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。
これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。
これより報告第2号について採決をいたします。
お諮りいたします。本件は承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、報告第2号 専決処分報告について「平成19年度上砂川町一般会計補正予算（第6号）」は、承認することに決定いたしました。

報告第3号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第8、報告第3号 専決処分報告について「平成19年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました報告第3号 専決処分報告について「平成19年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第4号）」について提案理由を申し述べますので、ご審議賜りますようお願いいたします。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、次の事件を専決処分したので報告する。

専決処分としては、平成19年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第4号）。

補正理由といたしましては、町債の歳入増額に伴い、歳入予算について補正し、あわせて町債借入限度額の変更に伴う地方債補正をするものであること。

それでは、報告第3号、予算書本文をご参照願いたいと思います。

報告第3号 平成19年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第4号）

平成19年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成20年3月31日専決

北海道上砂川町長 加賀谷 政 清

以下、内容の説明につきましては副町長からいたしますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（貝沼宏幸） 以上で報告理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（貝田喜雄） それでは、ご指示によりまして報告第3号について内容の説明をいたします。

このたびの補正は、町債の増額に伴う歳入予算のみの補正となるものでございます。

2ページであります。第1表、歳入予算補正、1、歳入、4款繰入金60万円の減額で、6,312万6,000円となります。

1項他会計繰入金、同額であります。

6款町債60万円の追加で、1億870万円となります。

1項町債、同額であります。

歳入合計が2億4,776万5,000円であります。

第2表、地方債補正、1、変更、起債の目的、補正前限度額、補正後限度額。特定環境保全公共下水道事業、4,660万円、4,720万円。

事項別明細書、3ページであります。2、歳入、繰入金、他会計繰入金、1目他会計繰入金60万円の減額で、6,312万6,000円となります。一般会計繰入金につきまして町債の増額分を減額するものでございます。

町債、町債、1目下水道事業債60万円の追加で、1億870万円となります。特定環境保全公共下水道事業債、下水道施設整備事業としての60万円の追加でございまして、市町村振興基金貸付金の充当率が75%から95%に引き上げられたことによるものでございます。

以上であります。

○議長（貝沼宏幸） 以上で内容の説明を終わります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより報告第3号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、報告第3号 専決処分報告について「平成19年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第4号）」は、承認することに決定いたしました。

報告第4号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第9、報告第4号 繰越明許費の報告について「平成19年度上砂川町下水道事業特別会計繰越明許費」を議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました報告第4号 繰越明許費の報告について「平成19年度上砂川町下水道事業特別会計繰越明許費」について提案理由を申し述べますので、ご審議賜りますよう

お願いいたします。

提案理由といたしましては、地方自治法第213条第1項の規定に基づき繰越明許費を繰越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

繰越明許費の計算書につきましては、副町長から申し上げますので、以下よろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（貝沼宏幸） 以上で報告理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（貝田喜雄） それでは、報告の第4号について内容の説明をいたします。

このたびの繰越明許費は、石狩川流域下水道事業としての赤平市中継ポンプ場硫化水素対策工事が平成19年度で完了できなかったため、6市4町の負担金1,850万円のうち、本町の負担金でございます61万1,000円を平成20年度に繰り越すものでございます。

計算書をごらんください。平成19年度上砂川町繰越明許費計算書。1款下水道費、1項下水道整備費、事業名、流域下水道事業、金額61万1,000円、計61万1,000円。翌年度繰越額61万1,000円、計61万1,000円。左の財源内訳、既収入特定財源1万1,000円、計1万1,000円。未収入特定財源、起債60円、計60万円。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で内容の説明を終わります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより報告第4号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、報告第4号 繰越明許費の報告について「平成19年度上砂川町下水道事業特別会計繰越明許費」は、承認することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時02分

○議長（貝沼宏幸） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第27号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第10、議案第27号 上砂川町手数料条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました議案第27号 上砂川町手数料条例の一部を改正する条例制定について、提案理由を申し述べますので、ご審議賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

上砂川町手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、戸籍法（昭和22年法律第224号）の一部改正に伴い、本条例の関係条項を改正するものであること。

以下、内容の説明につきましては副町長からいたしますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（貝沼宏幸） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（貝田喜雄） ご指示によりまして、議案第27号について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、他人の戸籍謄本の不正取得の防止など、戸籍法の一部が改正され、本年5月1日から施行されたことに伴いまして、本条例の関係条項を改正するものでございます。

今回の戸籍法の改正内容は、他人の戸籍謄本の不正取得の防止など、個人情報保護の観点から、戸籍の公開制度を見直し、戸籍謄本、抄本等の交付請求をすることができる場合を制限する改正を行ったところでございます。

具体的には、戸籍謄抄本など交付時の本人確認、代理人の場合は委任状などの書面による代理権限の確認を義務づけて不正な請求を防止する措置を講じたこと、さらに交付の請求をすることができる者を本人、配偶者、直系尊属、直系卑属とし、それ以外の第三者による請求、国、地方公共団体からの公用請求、弁護士等からの請求には請求できる場合についての条件が定められたところでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。上砂川町手数料条例の一部を改正する条例。

上砂川町手数料条例（平成12年上砂川町条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表1（第2条関係）1の項（1）中「法第10条第1項」の次に「、第10条の2第1項から第5号まで若しくは第126条」を、同項（2）中「法第10条第1項」の次に「、法第10条の2第1項から第5項まで又は第126条」を加え、同項（3）中「法第12条の2第1項」を「法第12条の2において準用する法第10条第1項若しくは法第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは法第126条」に、同項（4）中「法第12条の2第1項」を「法第12条の2において準用する法第10条第1項若しくは法第10条の2第1項から第5項までの規定又は法第126条」に改め、同項（5）中「法第48条第2項（法第117条において準用する場合を含む。）」の次に「若しくは第126条」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 内容の説明を終わります。

議案第28号 議案第29号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第11、議案第28号、日程第12、議案第29号については関連性がありますので、一括議題とし、提案理由並びに内容の説明を求めてまいりたいと思いますが、これにご異議ござ

いませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号 上砂川町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第29号 上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま一括上程されました議案第28号及び第29号について、提案理由を申し述べますので、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

初めに、議案第28号 上砂川町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について、上砂川町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものであること。

提案理由といたしましては、北海道乳幼児医療給付事業の助成対象に、小学生の入院に係る医療費を含めることに伴い、関係規定を整備するため本条例の一部を改正するものであること。

次、議案第29号 上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について。

上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由としては、北海道重度心身障害者医療費給付事業の助成対象に、精神障害者の通院に係る医療費を含めることに伴い、関係規定を整備するため本条例の一部を改正するであること。

以下、内容の説明につきましては副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（貝沼宏幸） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（貝田喜雄） それでは、ご指示によりまして、議案第28号及び第29号につきまして関連がございますので、一括内容の説明をいたします。

資料ナンバーの1、医療費の助成に関する条例の改正概要をご参照いただきたいと思います。

3月の第1回定例町議会では、平成20年4月から少子高齢化対策の一環と定住、移住促進のため、本町の単独事業として町内の4医療機関を受診した場合に限り小学生以下の医療費の自己負担分について全額を助成する新たな制度について議決をいただいているところでございます。

このたびの改正は、1の改正事由のとおり、少子化対策の推進と精神障害者の福祉向上を図るため、北海道医療給付事業の対象範囲を平成20年10月から拡大することによるものでございます。

2の改正内容でございます。まず、(1)、乳幼児等の医療費助成であります。道の現行制度では、就学前の乳幼児の入通院が対象でございますが、入院に限り小学6年生まで対象範囲を拡大するものであります。本町での対象児童は、おおむね143人となるものでございます。

次に、(2)の重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成であります。の重度心身障害者については、現行制度では重度の身体障害と知的障害が対象ございましたが、通院に限り1級の精神保健福祉手帳を有する精神障害者まで対象範囲を拡大するものでございます。本町での対象は、2人となる

ものでございます。

なお、 のひとり親家庭等の助成対象は変更がないというところでございます。

以上のことから、関係条例の一部を改正するものでございまして、施行期日は平成20年10月1日でございます。

なお、関係いたします予算につきましては、後日補正対応させていただきたくお願い申し上げます。

それでは、本文に入ります。最初に、議案の第28号であります。上砂川町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例。

上砂川町乳幼児等医療費助成に関する条例（平成6年上砂川町条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中「乳幼児及び児童」を「乳幼児等」に改める。

第2条第1号を次のように改め、同条第2号中「乳幼児」を「乳幼児等」に改める。

（1）「乳幼児等」とは、満12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者をいう。

第3条本文及び同条第1号から第3号中「乳幼児及び児童」を「乳幼児等」に改め、第4号を次のように改める。

（4）前号の規定に関わらず、乳幼児等が町内の保険医療機関等で受診した場合に限り、医療費の助成を行うものとする。

第6条第1項中「乳幼児及び児童」を「乳幼児等」に、「助成する。」を「助成する。ただし、満6歳に達する日（誕生日の前日）後の最初の4月1日から満12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者にあつては、入院及び指定訪問看護に係る助成額に限り、保護者に対して助成する。」に改め、同条第2項中「乳幼児及び児童」を「乳幼児等」に改め、同条第3項を削る。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の乳幼児等医療費助成に関する条例の規定は、施行日以後の療養の給付費等に係る助成及び支給について適用し、同日前の療養の給付費等に係る助成及び支給については、なお従前の例による。以上でございます。

次に、議案の第29号であります。上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（平成6年上砂川町条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「（以下「手帳」という。）」を削り、同項第2号中「昭和25年法律第123号」を「昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。」に改め、同号の次に次の1号を加え、同条第2項第3号中「盲学校、ろう学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。

（3）精神保健福祉法第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（以下「精神障害者」という。）であつて、精神保健福祉法施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に掲げる1級に該当する者

第3条中「(ひとり親家庭等の父にあっては、入院及び指定訪問看護に係るものに限る。)」を「(重度心身障害者のうち精神障害者にあっては入院に係るものを除き、ひとり親家庭等の父にあっては、入院及び指定訪問看護に係るものに限る。)」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後の療養の給付費等に係る助成及び支給について適用し、同日前の療養の給付費等に係る助成及び支給については、なお従前の例による。

以上でございます。

○議長(貝沼宏幸) 以上で内容の説明を終わります。

議案第30号

○議長(貝沼宏幸) 次、日程第13、議案第30号 上砂川町ふるさとづくり寄附条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(加賀谷政清) ただいま上程されました議案第30号 上砂川町ふるさとづくり寄附条例制定について、提案理由を申し述べますので、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

上砂川町ふるさとづくり寄附条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由としては、上砂川町を応援しようとする個人または団体から広く寄附を募り、これを財源として各種事業を実施し、寄附者の思いを具体化することによって、多方面にわたる人々の参加による個性あふれるふるさとづくりに資することを目的として本条例を制定するものであること。

以下、内容の説明につきましては副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長(貝沼宏幸) 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長(貝田喜雄) それでは、議案第30号について内容のご説明を申し上げます。

資料ナンバー2をご参照いただきたいと思います。

このたびの条例制定は、5月29日開催の第2回臨時町議会におきまして町税条例の一部改正にて説明申し上げましたとおり、ふるさと納税制度が地方税法の一部改正で新たに創設され、自分が生まれ育ったふるさとはもちろんのこと、応援したいと思う自治体への寄附金をした場合も税額控除されることになったところがございます。本町におきましても受け皿としての条例整備をいたしまして、積極的PR活動を進める中で全国の皆さんからの寄附金を期待するものでございます。

資料1番のふるさと納税制度の仕組みであります、(1)はただいま申し上げましたとおりでございます。応援したいと思う自治体への寄附金相当額が現在住んでいる自治体の個人住民税から控除されるという制度でございます。ふるさとを大切にしたい、ふるさとの発展のために貢献したいという気持ちを形にしようとするものでございます。1件5,000円以上の寄附をいたしますと、5,000円を超え

る部分について一定の額が控除されるということをごさいます、それぞれの収入により多少の違いがごさいます、イメージとして3万円寄附をすれば5,000円が個人負担で、残り2万5,000円が控除されるというような内容になるということをごさいます。

(2) 番の条例制定をごさいます。このたびは、道の指導もありまして、条例を定めてふるさと納税による寄附金を受け入れ、各事業区分に積み立てて活用するものをごさいます。応援しようとする個人や団体から広く寄附金を募り、各種事業を実施し、寄附者の思いを実現化することによって多様な人々参加による個性豊かな活力あふれるふるさとづくりに資するものとし、寄附金を適正に管理し、運用するものをごさいます。

(3) 番の用途の設定と選択であります。政策メニューによりまして、表にあります(1)から(4)までの事業区分を設定いたしまして、寄附される方々に使い道を選択していただくという方法によりまして寄附を募ってまいりたいと考えるものをごさいます。(1)はふるさと子育て・教育支援に関する事業、(2)はふるさと文化スポーツ支援に関する事業、(3)はふるさと産業・観光支援に関する事業といたしまして、(4)のふるさと応援支援に関する事業につきましては特にメニューの指定がない場合を想定したものでございまして、町長が当該事業の指定を行うというものでございまして。なお、基金名は上砂川町ふるさとづくり基金、通称上砂川町がんばる基金としております。

次に、4番の今後の推進手法であります。なるべく早い取り組みが求められますことから、直ちに手をかけるものとしたしまして、第1段階として既存の団体や法人を活用いたしましてPR等を推進するもので、町職員や札幌ふるさと会などに声をかけ、さらに親戚や知友人へ声をおかけしていただきまして、寄附を募っていくというふうにごさいます。また、第2段階として町内各団体等すべての方々にもご協力いただき、進めるというようなことで協議会を設立し、この場合は移住、定住交流促進も兼ねた協議会として推進してまいり計画をごさいます。また、そのほかには応援団等の結成も順次設立しながら進めていくよう検討していくものをごさいます。

5番では、周知方法といたしまして、住民の皆さんにもご支援を求めるためにホームページや町広報を活用するなどして案内するものをごさいます、申し込み方法につきましても別紙のフロー図、絵図などを工夫しながら受け付けから関係書類の発送、そして領収書の送付まで体系的に事務整理をいたしまして、寄附される方々が寄附しやすいようにと考えているところであります。また、寄附された方々にはお礼状の発送ほか、パンケの湯の入浴無料券やエルムの里のキーホルダー等の記念品などを送付してまいりたい、こういうふうにごさいます。

なお、寄附金額や用途の指定及び内訳状況、充当事業の報告につきましては(6)に記載のとおりでございまして、毎年6月ごろに前年度分として町広報やホームページで公開並びに報告するものをごさいます、寄附されました方々への報告につきましては規則において定めることとしております。

ふるさと納税の担当につきましては、2番に記載のとおりでございまして。関係各課の連携により進めてまいりたいというふうにごさいます。

それでは、本文に入らせていただきます。上砂川町ふるさとづくり寄附条例。

(目的)

第1条 この条例は、上砂川町を応援しようとする個人又は団体から広く寄附金を募り、これを財源として各種事業を実施し、寄附者の上砂川町への思いを具体化することによって、多方面にわたる人々の参加による個性あふれるふるさとづくりに資することを目的とする。

(事業の区分)

第2条 前条に規定する寄附者の社会的投資を具体化するための事業は、次の各号のとおりとする。

(1) ふるさと子育て・教育支援に関する事業

(2) ふるさと文化スポーツ支援に関する事業

(3) ふるさと産業・観光支援に関する事業

(4) ふるさと応援支援に関する事業

(基金の設置)

第3条 前条に規定する事業を充てるため寄附者から收受した寄附金を適正に管理運用するために、上砂川町ふるさとづくり基金(以下「基金」という。)を設置する。

(寄附金の指定等)

第4条 寄附者は、第2条各号に規定する事業のうちから自らの寄附金を財源として実施する事業をあらかじめ指定できるものとする。

2 この条例に基づいて收受した寄附金のうち前項に規定する事業の指定がない寄附金については、まちづくりの課題に応じて、町長が当該事業の指定を行うものとする。

(基金への積み立て)

第5条 基金として積み立てる額は、第4条の規定により寄附された寄附金の額とする。

(基金の管理)

第6条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(基金の収益処理)

第7条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(基金の処分)

第8条 基金は、その設置の目的を達成するため、第2条各号に規定する事業に要する費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(基金の繰替運用等)

第9条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長(貝沼宏幸) 以上で内容の説明を終わります。

○議長(貝沼宏幸) 次、日程第14、議案第31号 平成20年度上砂川町一般会計補正予算(第1号)について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(加賀谷政清) ただいま上程されました議案第31号 平成20年度上砂川町一般会計補正予算(第1号)について、提案理由を申し述べますので、ご審議賜りますようお願いいたします。

本文をご参照いただきます。

平成20年度上砂川町一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億5,600万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加は「第2表 地方債補正」。

平成20年6月17日提出

北海道上砂川町長 加賀谷 政 清

以下、内容の説明につきましては副町長からいたしますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長(貝沼宏幸) 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長(貝田喜雄) それでは、ご指示によりまして議案第31号について内容の説明をいたします。

予算書2ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、13款国庫支出金2,445万円の追加で、1億183万円となります。

2項国庫補助金2,445万円の追加で、3,279万8,000円となります。

18款諸収入222万8,000円の追加で、2億4,262万5,000円となります。

4項雑入222万8,000円の追加で、2億2,643万3,000円となります。

19款町債2,440万円の追加で、1億3,320万円となります。

1項町債、同額であります。

20款繰越金392万2,000円の追加で、392万2,000円となります。

1項繰越金、同額であります。

歳入合計が5,500万円の追加で、24億5,600万円となります。

2、歳出、2款総務費5,218万円の追加で、1億6,865万5,000円となります。

1項総務管理費5,218万円の追加で、1億5,954万4,000円となります。

3款民生費40万円の追加で、6億2,351万円となります。

1項児童福祉費40万円の追加で、4,031万8,000円となります。

7款商工費8万円の追加で、5,510万2,000円となります。

1項商工費、同額であります。

8款土木費220万円の追加で、2億637万2,000円となります。

2項道路橋りょう費220万円の追加で、4,538万4,000円となります。

10款教育費14万円の追加で、7,883万5,000円となります。

5 項保健体育費14万円の追加で、1,014万円となります。

歳出合計が5,500万円の追加で、24億5,600万円となります。

第2表、地方債補正、1、追加、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法。テレビ中継局デジタル化整備事業、2,440万円、普通貸借又は証券発行、4.0%以内、ただし、利率見直し方式で借り入れる資金の場合、利率見直し以降については、当該見直し後の利率とする。政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合についてはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換することができる。

事項別明細書、4ページの歳出でございます。3、歳出、総務費、総務管理費、10目町民センター管理費104万円の追加で、1,573万9,000円となります。賃金の補正でございますが、教育次長欠員に伴う4月1日から年度末までの臨時事務員賃金の追加でございます。

11目地域振興費5,114万円の追加で、5,370万5,000円となります。8節の報償費から14節の使用料及び賃借料までは、地域づくり研修会用経費でございまして、総額24万円の追加でございます。

お手元に配付してございます資料のナンバー4をごらんいただきたいと思います。地域づくり研修会ということで、昨年に続きまして第2回明日の上砂川を考える集いの開催でございます。目的等でございますが、地域振興の先進事例を学び、本町での活用を図るべく、会議所青年部や町職員、そして企業等の従事者等で意見交換会を開催するというございまして、8月にパンケの湯で開催予定でございます。

5の内容でございますが、このたびは沼田町の利雪の取り組みということで、講師に沼田町地域開発課利雪技術開発センターの伊藤主任研究員をお招きして講演していただくものでございます。予算につきましては、総額24万円で、歳入といたしまして市町村振興協会の地域づくり研修会の助成金22万8,000円を見込むものでございます。

予算書へお戻りください。15節の工事請負費でございます。4,890万円の追加で、テレビ中継局デジタル化整備事業費の計上でございます。これにつきましては、資料ナンバー3をごらんいただきたいと思います。地上テレビ放送のデジタル化に伴いまして、平成23年7月24日をもってアナログ放送が中止されるということでございまして、本町におきましても昭和57年建設の既存の局舎及び鉄塔ということで、UHB、HBC、HTB、TVHの民放4社が今使用しているところでございますが、これらの局のデジタル化を整備するというございまして、これに伴いましてSTVとNHK2局も上砂川中継局の利用を開始するというものでございます。

事業費でございますが、総事業費は7,570万円でございます。内訳といたしまして民放4社分が4,890万円、このたびの補正はこの4,890万円につきまして町事業として予算計上し、補助、起債の申請等々をするものでございます。そのほかSTVの負担金1,230万円、NHKの負担が1,450万円となるものでございます。

3の事業費内訳につきましては、記載のとおりでございます。

財源内訳でございますが、国庫補助金といたしまして電波遮蔽対策事業費等補助金で2分の1補助を受けまして、残り2分の1が過疎債を適用するというものでございます。なお、平成21年度以降の起債償還におきます交付税措置以外の部分につきましては、放送事業者が負担するというございまして、本町の負担は発生しないという内容でございます。

工期につきましては、平成20年7月着工、12月の竣工予定でございます。平成21年1月の放送開始に

より、地上デジタル放送が視聴可能となるという予定でございます。

6番のその他でございますが、アナログ放送終了までの間はアナログ放送とデジタル放送が同時に視聴できるということでございます。また、放送開始にあわせまして、町営住宅等のデジタル波の受信調査を行いまして、平成21年度以降整備を進めていく計画でございます。放送開始日が確定次第、町広報あるいはホームページ等で住民に周知をしまいるものでございます。

予算書へお戻りください。19節へまいります。負担金で200万円の追加でございます。昨年に続きまして自治総合センターのコミュニティ助成金が採択されましたので、自治会連絡協議会補助金として計上いたしまして、今年度につきましてはイベント用のテント10張りを購入するものでございます。

民生費、児童福祉費、2目保育所費40万円の追加で、1,365万1,000円となります。職員の産休に伴います6月9日から63日分の代替保育士の賃金計上でございます。

商工費、商工費、1目商工振興費8万円の追加で、3,045万8,000円となります。活性化センターの修繕料でございます。浄水、原水ポンプの修繕でございます。

土木費、道路橋りょう費、1目道路維持費220万円の追加で、4,538万4,000円となります。これにつきましては、資料ナンバー5をごらんいただきたいと思います。工事請負費の追加計上でございます。このたびは、5月9日に、図面でピンクで表示しております炭鉱館前のNTTドコモの鉄塔がありますが、その裏側ののり面が自然崩壊しているということでございまして、現場を確認したもので、このままの状態ではさらに崩壊が進み、危険なことから、四角の工事内容記載のとおりでございます。560立方メートルの盛り土をしながら、27メートルの排水整備をしていくというものでございます。

予算書へお戻りください。総額220万円の追加になるものでございます。

教育費へまいります。教育費、保健体育費、2目体育施設費14万円の追加で、713万となります。体育センター2階ギャラリー西側窓枠周辺の雨漏りの修繕料追加でございます。

4ページの歳入へまいります。2、歳入、国庫支出金、国庫補助金、4目総務費補助金2,445万円の追加で、2,445万円となります。テレビ中継局デジタル化整備事業補助金でございます。

諸収入、雑入、5目の雑入222万8,000円の追加で、2億2,642万9,000円となります。市町村振興協会地域づくり研修会の助成金として22万8,000円、自治連を通してのイベント用テント購入に対する自治総合センターコミュニティ助成事業として200万円の追加でございます。

町債、町債、1目総務債2,440万円の追加で、1億1,940万円となります。テレビ中継局デジタル化整備事業分の追加でございます。

繰越金、繰越金、1目繰越金392万2,000円の追加で、392万2,000円となります。平成19年度決算で生じます前年度繰越金ということで、3万6,000円の一部について充当するものでございます。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 内容の説明を終わります。

休会について

○議長（貝沼宏幸） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議案調査のため明日18日から19日までの2日間を休会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、18日から19日までの2日間休会することに決定いたしました。

なお、休会中については常任委員会の開催をしていただくことになっておりますので、よろしくお願
いいたします。

また、20日は午前10時より本会議を再開いたしますので、出席方よろしくお願いたします。

散会の宣告

○議長（貝沼宏幸） 本日はこれにて散会いたします。大変ご苦労さまでございました。

（散会 午前11時37分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 貝 沼 宏 幸

署 名 議 員 堀 内 哲 夫

署 名 議 員 高 橋 成 和

平成 2 0 年

上砂川町議会第 2 回定例会会議録（第 2 日）

6 月 2 0 日（金曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 議
午前 1 0 時 3 0 分 閉 会

○議事日程 第 2 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 一般質問
- 第 3 議案第 2 7 号 上砂川町手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 第 4 議案第 2 8 号 上砂川町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 5 議案第 2 9 号 上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 6 議案第 3 0 号 上砂川町ふるさとづくり寄附条例制定について
- 第 7 議案第 3 1 号 平成 2 0 年度上砂川町一般会計補正予算（第 1 号）
議案第 2 7 号～第 3 1 号までは、質疑・討論・採決とする。
- 第 8 調査第 2 号 所管事務調査について
- 第 9 派遣第 2 号 議員派遣承認について

（追加日程）

- 第 1 0 発議第 1 号 上砂川町議会議員定数等審査特別委員会の設置について
- 第 1 1 意見書案第 7 号 高齢者差別の医療制度の見直しに関する意見書
- 第 1 2 意見書案第 8 号 2 0 0 9 年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率二分の一還元等教育予算の拡充を求める意見書
- 第 1 3 意見書案第 9 号 北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書
- 第 1 4 意見書案第 1 0 号 地方財政の充実・強化を求める意見書

○会議録署名議員

2 番 堀 内 哲 夫 3 番 高 橋 成 和

開議の宣告

○議長（貝沼宏幸） ただいまの出席議員は10名であります。

定足数に達しておりますので、平成20年第 2 回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、休会を解きまして再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午前 1 0 時 0 0 分）

会議録署名議員指名について

○議長（貝沼宏幸） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定によって、2番、堀内副議長、3番、高橋議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

一般質問

○議長（貝沼宏幸） 日程第2、一般質問であります。17日午前10時までに通告がありませんでしたので、一般質問はございません。

議案第27号 議案第28号 議案第29号 議案第30号 議案第31号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第3、議案第27号から日程第7、議案第31号については既に提案理由並びに内容説明が終了しておりますので、順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

日程第3、議案第27号 上砂川町手数料条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより議案第27号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号 上砂川町手数料条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第4、議案第28号 上砂川町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより議案第28号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号 上砂川町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定につ

いては、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第5、議案第29号 上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより議案第29号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号 上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第6、議案第30号 上砂川町ふるさとづくり寄附条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより議案第30号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号 上砂川町ふるさとづくり寄附条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第7、議案第31号 平成20年度上砂川町一般会計補正予算（第1号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより議案第31号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号 平成20年度上砂川町一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定いたしました。

調査第2号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第8、調査第2号 所管事務調査について議題といたします。

お手元に配付しておりますように、議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続調査について申し出がありましたので、委員長の申し出のとおりこれを許可してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長の申し出とおり許可することに決定いたしました。

派遣第2号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第9、派遣第2号 議員派遣承認について議題といたします。

これもお手元に配付のプリントに内容が記載されておりますように、これを派遣してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

よって、本件は派遣することに決定いたしました。

追加日程について

○議長（貝沼宏幸） ただいま議長の手元に発議1件、意見書案4件が所定の手続を経て提出されておりますので、これを追加日程のとおり追加し、議題に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり追加することに決定いたしました。

発議第1号

○議長（貝沼宏幸） 日程第10、発議第1号 上砂川町議会議員定数等審査特別委員会の設置について議題といたします。

提出者である森議員から内容の説明を受けます。森議員。

○9番（森 国三） 議長のご指示がありましたので、発議について提案の説明を申し上げます。

発議第1号 上砂川町議会議員定数等審査特別委員会の設置について。

上砂川町議会委員会条例第5条の規定により、次のとおり特別委員会を設置するものとする。

平成20年6月20日提出

提出議員 森 国 三

賛成議員 大 内 兆 春 椿 原 満 春

川 上 三 男 高 橋 成 和

- 1、特別委員会の名称、上砂川町議会議員定数等審査特別委員会。
- 2、特別委員会の定数、10人。
- 3、特別委員会の活動期間、閉会中も継続審査ができるものとし、特別委員会の任期まで存続する。
- 4、特別委員会の任期、平成20年6月20日から審査終了までとする。
- 5、所管する事務、上砂川町議会議員定数等に係る審査、研究。
- 6、審査、研究の方法、上記特別委員会に付託して行う。

以上、説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（貝沼宏幸） 以上で内容の説明を終わります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

森議員外4名から提出されました発議第1号 上砂川町議会議員定数等審査特別委員会の設置について、提案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号 上砂川町議会議員定数等審査特別委員会の設置については、提案のとおり決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました上砂川町議会議員定数等審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条の規定により、議長から指名いたします。

本特別委員会の委員に議員10名全員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、上砂川町議会議員定数等審査特別委員会の委員は、議員全員を選任することに決定いたしました。

なお、本特別委員会の正副委員長は、委員会条例第8条により、委員会において互選することになっておりますが、前例に倣いまして議会運営委員会の正副委員長が本特別委員会の委員長、副委員長となっておりますので、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

それでは、委員長には森議員、副委員長には大内議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

意見書案第7号

○議長（貝沼宏幸） 日程第11、意見書案第7号 高齢者差別の医療制度の見直しに関する意見書について議題といたします。

5番、川上議員、ご登壇の上ご発言願います。

○5番（川上三男） 高齢者差別の医療制度の見直しに関する意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成20年6月20日

上砂川町議会議長 貝 沼 宏 幸 様

提出議員 川 上 三 男

賛成議員 堀 内 哲 夫 小 林 繁

本文に入ります。

意見書案第7号

高齢者差別の医療制度の見直しに関する意見書

4月からスタートした後期高齢者医療制度は、国民・住民の不安と不信をよびおこしています。

各種世論調査では、「評価しない」が約7割で「評価する」の2割を大きく引き離しています。政府は「説明不足」といいますが、説明すればするほど不安と怒りが広がるばかりです。

「こんなに保険料をとられたらとても生きてはいけない」「長生きするのは罪なのですか」「年金がキチンとしていないのに、そこから一方的に天引きはおかしい」などの疑問と意見が出されています。

医療費の節約を目的にして、75歳以上の高齢者を差別することは許されません。

75歳以上の健康診断を行政の義務からはずし、必要な検査や医療を受けにくくする「定額制」（包括払い）が導入され、「後期高齢者退院調整加算」や「後期高齢者終末期相談看護料」も導入されました。世界に類例のない制度です。

年齢での差別と高齢者への新たな負担増をもちこみ、長年社会に貢献してきた高齢者を苦しめることは「人の道」にも反するものです。

日本の医療費はGDP比8%と先進国で最低水準であり、ムダづかいをしないで医療の財源を確保すべきです。後期高齢者医療制度の見直しを要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年6月20日

上砂川町議会議長 貝 沼 宏 幸

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣。

以上です。

○議長（貝沼宏幸） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第7号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第7号 高齢者差別の医療制度の見直しに関する意見書は、原案のとおり決定いたしました。

意見書案第8号

○議長（貝沼宏幸） 日程第12、意見書案第8号 2009年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率二分の一復元等教育予算の拡充を求める意見書について議題といたします。

4番、大内議員、ご登壇の上ご発言願います。

○4番（大内兆春） 2009年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率二分の一復元等教育予算の拡充を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成20年6月20日

上砂川町議会議長 貝 沼 宏 幸 様

提出議員 大 内 兆 春

賛成議員 森 国 三 柳 川 暉 雄 高 橋 成 和 川 上 三 男

本文に入ります。

意見書案第8号

2009年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率二分の一復元等教育予算の拡充を求める意見書

教育の機会均等と義務教育無償の原則は、憲法26条で定められており、全ての国民に対して義務教育を保障することは、国の重要な責任でもあります。このことから、全国のどの地域においても、すべての子どもたちに無償で一定水準の教育機会を保障するため、義務教育費国庫負担制度が設けられています。この制度は、義務教育の実施主体である地方を国が支える制度であって、国が地方をしばる制度ではありません。すでに30人学級などの学級定員規模を縮小する措置が、都道府県単費で行われており現行制度でも自治体の裁量権は保障されています。

しかし、義務教育費国庫負担金の負担割合が2分の1から3分の1に縮小されたことや地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、教材費や図書費、学校施設などを含めて教育条件の地域間格差も拡がりつつあります。

また、就学援助受給者の増大に現れているように、低所得者層の拡大・固定化がすすんでいます。自治体の財政力や保護者の家計の違いによって、子どもたちが受ける教育に格差があってはなりません。この間の国庫補助負担金の廃止により、準要保護児童生徒就学援助費の廃止・一般財源化がなされましたが、それに伴い、自治体財政の悪化している道内の市町村においては、認定基準や支給額の変更を余儀なくされている現状もあります。

子どもたちがどこに生まれ育ったとしても、ひとしく教育が受けられる必要があります。とりわけ、

広大な地域に小規模校が点在し、離島など多くのへき地を有する北海道では、全国的水準との格差だけでなく、市町村間での格差が拡大することが危惧され、政府の主張する国の関与の見直しが地方の教育水準の低下をもたらしかねません。そのため、教育予算を国全体として、しっかりと確保・充実させる必要があります。

家計における格差や自治体財政格差が教育格差となってあらわれてはいけません。

07年度には教育関係団体で結成された実行委員会も関係機関への要請行動を行うなど教育の機会均等と水準維持向上、教育予算の拡充を求める声は、全道の教育関係者や保護者、そして地域の願いです。

記

1. 教育の自治体間格差を生じさせないために、国の責務である教育水準の最低保障を担保するために必要不可欠な、義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を二分の一に復元をすること。また、「交付金化」や「一般財源化」を行わないこと。
2. 憲法の理念である義務教育無償を実現するため、保護者負担がゼロとなるよう、また、学校施設設備費、就学援助・奨学金、教材費、図書費など、国の責任において教育予算の確保・拡充をすること。
3. 30人以下学級を早期に実現すること。また、教職員定数改善計画の実現と学校教育法第37条第3項を削除し、学校教育法に規定する教職員の全校配置とあわせてゆとりのある教職員配置を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年6月20日

上砂川町議会議長 貝 沼 宏 幸

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣。

以上であります。

○議長（貝沼宏幸） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第8号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第8号 2009年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率二分の一復元等教育予算の拡充を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

意見書案第9号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第13、意見書案第9号 北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書について議題といたします。

4番、大内議員、ご登壇の上ご発言願います。

○4番（大内兆春） 北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成20年6月20日

上砂川町議会議長 貝 沼 宏 幸 様

提出議員 大 内 兆 春

賛成議員 森 国 三 椿 原 満 春 高 橋 成 和

本文に入ります。

意見書案第9号

北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書

いまわが国の労働者は格差社会の中で、ワーキングプアといわれるように、働いても生活できない労働者層が増加している。それは、正社員から非正社員へと雇用が転移し、また、有期雇用や短時間雇用が増えていることに起因している。

政府は、この格差社会を改善する方策として、「成長力底上げ戦略推進円卓会議」において、最低賃金制度による賃金の底上げをめざすため、「従来の考え方の単なる延長線上ではない」ことで政労使合意をつくり、昨年度の改定では全国平均で14円、北海道で10円の引き上げが行われた。

同時に、最低賃金法を改正し、同法案では地域最賃を「任意的設定」から「必要的設定」に位置づけを強めるとともに、「労働者が健康的で文化的な最低限度の生活を営むことができる」水準を求めることとなった。また、全国で頻発している最低賃金法違反に対し、不払いに係る罰則額の上限を50万円に引き上げたほか、「適用除外」とされた職種は「減額」に変更するなど、大幅な改正をおこなった。

しかし、昨年度の地域最賃引き上げが近年にない大幅であったものの、全国平均で673円、北海道は654円となり、全法定労働時間働いても全国平均では月額116,967円、年額では1,403,609円、北海道では月額113,665円、年額で1,363,982円で、とても「健康で文化的な生活」の水準にはほど遠いレベルではない。

地域最低賃金の大幅な引き上げにより、地域の賃金レベルを上げることは喫緊の課題である。特に北海道のような非正社員比率が4割になり、低賃金が多い地域においては、地域の経済の維持と所得税収の確保はもちろん、社会保障の収入確保と制度の維持の観点からも重要な課題である。

よって、今年度の地域最低賃金の改定に当たっても、中小企業等の生産性向上などを考慮しつつ、経済的に自立可能な水準への改定を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年6月20日

上砂川町議会議長 貝 沼 宏 幸

提出先 内閣総理大臣、厚生労働大臣。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第9号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第9号 北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

意見書案第10号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第14、意見書案第10号 地方財政の充実・強化を求める意見書について議題といたします。

3番、高橋議員、ご登壇の上ご発言願います。

○3番（高橋成和） 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成20年6月20日

上砂川町議会議長 貝 沼 宏 幸 様

提出議員 高 橋 成 和

賛成議員 森 国 三 川 上 三 男 横 溝 一 成 椿 原 満 春

意見書案第10号

地方財政の充実・強化を求める意見書

地方分権の推進、少子・高齢化の進行、産業・雇用対策、地球規模や地域レベルの環境保全需要、災害・事故に対する安全対策など、地域の行政需要が増大しており、地方自治体が果たす役割はますます重要になっています。

政府は「歳出・歳入一体改革」に基づく歳出削減により地方財政と公共サービスを圧縮する政策を続けています。しかし、自治体財政硬直化の要因は景気対策による公共事業の増発に対する公債費であり、国の義務づけ・関与が強い現行の行財政制度のもとで国の財政責任は極めて重いものです。一方的な地方財政の圧縮は、国の財政赤字を地方に負担転嫁するものであり、また、自治体財政健全化法のもとで財政指標のみを基準として判断し、医療、福祉、環境、ライフラインなど住民生活に直結する公共サービスを削減することは容認できません。

地方財政計画策定や交付税算定プロセスに地方が参画するもとの、地方税の充実強化、地方交付税算定に地域の行政需要を適正に反映させ、自治体の安定的な財政運営に必要な財源を確保することが重要です。

地方分権の理念を実現するため、より住民に身近なところで政策や税金の使途決定、住民の意向にそった自治体運営を行うことができるよう、地方財政の充実・強化をめざし、政府に対し次の通り求めます。

記

1. 医療、福祉、環境、ライフラインなど地域の公共サービス水準を確保するため、地方税の充実強化、地方交付税が持つ財政調整機能、財源保障機能を堅持し、必要財源の充実・強化をはかること。
2. 国が法令に基づく事業実施を自治体に義務づけ、自治体間の財政力格差が大きい現状において、地域の行政需要を的確に地方交付税算定に反映し、地方交付税総額の確保をはかること。
3. 地方自治体の意見を十分に踏まえた対処を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年6月20日

上砂川町議会議長 貝 沼 宏 幸

提出先 内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、経済財政政策担当大臣。
以上です。

○議長（貝沼宏幸） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第10号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第10号 地方財政の充実・強化を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

閉会の宣告

○議長（貝沼宏幸） 以上で本定例会に付議されました案件につきましては、すべて終了いたしました。

よって、平成20年第2回上砂川町議会定例会を閉会いたします。大変どうもご苦労さまでございました。

（閉会 午前10時30分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 貝 沼 宏 幸

署名議員 堀内哲夫

署名議員 高橋成和